

研究倫理審査 実施要項

研究倫理審査の目的

原則として、研究倫理委員会等を持たない日本精神科看護協会（以下、日精看）会員施設の研究の倫理審査をおこなう。

研究倫理審査では、対象の研究が、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の策定する「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、日本医学会連合研究倫理委員会による「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」、日本看護協会による「看護研究のための倫理指針」等に基づいて倫理的手続きを行い適正な実施を図っていること、および利益相反に関して審査し、適否を判定する。このことにより、研究対象者の人権を保護し、安全を保てるようにし、ひいては研究者を保護することを目的とする。

研究倫理審査の申請を受け付ける条件

1. 原則として、日精看の会員が所属する施設に「研究倫理審査委員会」等がなく、審査が受けられない場合に申請できる。ただし、自施設内に研究倫理審査の機関はあるが、日精看の研究倫理審査の申請を行う特段の事由がある場合にも、申請できることとする。
2. 原則として、研究代表者が日精看の会員である場合に申請でき、審査料は 1 件につき 5,000 円とする。
3. 日本精神科看護学術集会での発表予定である。

研究倫理審査の申請方法

1. 倫理審査の申請は、随時受け付ける。ただし、審査に約 2 か月程度必要であると想定しておくこと。
2. 審査料 5,000 円/件を申請前にゆうちょ銀行に振り込む。

〈振込先〉

金融機関：ゆうちょ銀行	店 名：0一九（ゼロイチキュウ）店	口座番号：0774180
預金種目：当座預金	口座名義：シャ）ニホンセイシンカカンゴキョウカイ	

3. 倫理審査申請に必要な書類を整えたうえで、gakkai@jpna.or.jp に書類を添付して送付する。
送付時に審査料の振り込み日について、メールに記載する。

* 書類は不備なく作成すること。不備があった場合には受理されない。

審査方法

1. 研究倫理審査委員による書面審査
※必要に応じて、申請者に連絡をし、内容を確認する場合がある。
2. 審査結果は、約 2 か月以内に、文書で通知する。
※「条件付き承認」の場合には、通知日から 2 週間以内に再提出をし、再審査を受ける。
再審査を受けるにあたっては、修正・変更点を明示し、かつ研究倫理審査申請書（様式 1）、研究計画書（様式 2）を送付する。送付方法については「研究倫理審査の申請方法」に準ずる。

審査の申請手続き

1. 初回申請書類

ファイルをダウンロードして申請書類を作成し、3 種類の申請書類(様式 1～3)と振り込みの控えを添付し、下記 3.の送付先 E-メールアドレスにお送りください。

様式 1 研究倫理審査申請書(Word)／様式 2 研究計画書(Word)

様式 3 倫理チェックリスト(Word)／審査料5,000 円の振り込みの控えの写し

2. 異議申し立て

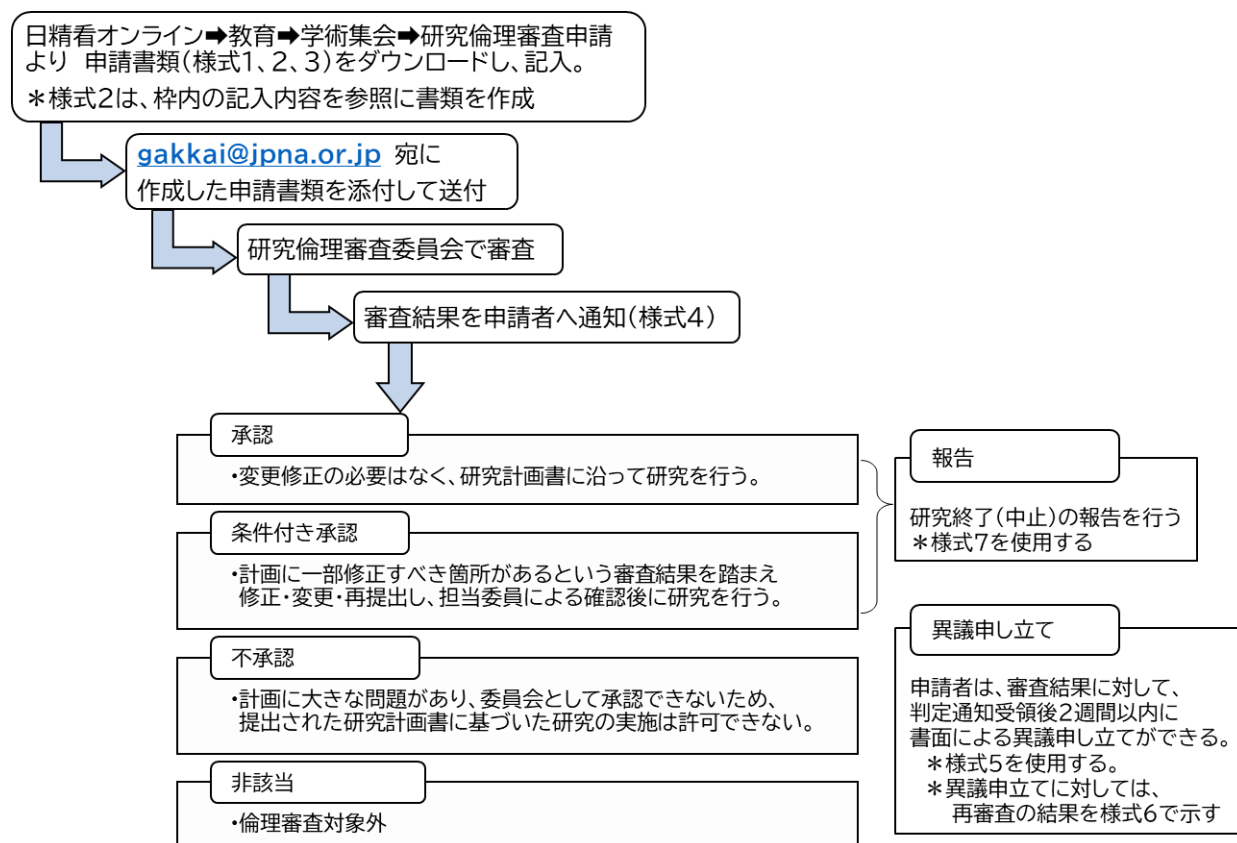
審査結果に異議がある場合には、結果通知受領後から 2 週間以内に、書面による異議申し立てができる。申請者は「研究倫理審査委員会」宛に、具体的な理由を記載した異議申立書(様式 5)と必要書類を送付する。

3. 書類提出先メールアドレスと送り方

gakkai@jpna.or.jp に件名を「研究倫理審査申請」とし、前述の様式 1～3 を添付して送付する。

その他様式 5 や様式 7 についても必要に応じて作成し、同様の宛先に送付する。

研究倫理審査の申請手続きの流れ



お問合せ

住所 〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル7F

連絡 03-5796-7033(代)／Mail:gakkai@jpna.or.jp

担当 日本精神科看護協会 研究倫理審査 事務局担当:金子・岡田